

核燃料安全専門審査会の会長互選について

令和 4 年 10 月 3 日
核燃料安全専門審査会

令和 4 年 9 月 30 日付けをもって会長を含む審査委員が任期を満了し、令和 4 年 10 月 1 日付けで原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下、「法」という。）第 19 条第 2 項において準用する同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、原子力規制委員会は核燃料安全専門審査会の審査委員を任命した。

法第 19 条第 2 項において準用する同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、核燃料安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によってこれを定めるため、別紙のとおり、投票をお願いします。

なお、10 月 5 日に議決できるよう、10 月 4 日までに書面を返送するようにお願いします。

第28回核燃料安全専門審査会 (書面による議決)

令和4年10月 日

核燃料安全専門審査会 宛て

氏 名 _____

核燃料安全専門審査会の会長について、下記のとおり投票する。

注 意

- ・ 投票しようとする候補者一人について、その氏名の左欄に○をつけること。
- ・ ○のほかには何も書かないこと。

○を つける欄	候補者
	宇根崎 博信
	榎田 洋一
	小川 康雄
	勝田 忠広
	桐島 陽
	黒崎 健
	小菅 厚子
	斉藤 拓巳
	角 美奈子
	高木 郁二

○を つける欄	候補者
	高田 毅士
	中村 武彦
	久田 嘉章
	松尾 亜紀子
	三宅 弘恵
	宮町 宏樹
	山岡 耕春
	山本 章夫
	吉田 浩子
	吉橋 幸子

(50音順 敬称略)

(参考) 前回までの会長及び会長代理

- 会長：山本 章夫 氏
- 会長代理：高木 郁二 氏